

# 令和 3(2021) 年度第 5 回伊丹市人権教育・啓発施策審議会議事録

【開催日時】 令和 3 年（2021 年）12 月 20 日（月）9 時 00 分～11 時 00 分

【開催場所】 伊丹市役所 本庁 3 階 議員総会室

【出席委員】 石元委員、曾我部委員、榎井委員、田中委員、松本委員、三浦委員、武田委員、落合委員（8 名出席、順不同）

【事務局】 下笠市民自治部長、浜田市民自治部参事兼共生推進室長、今西人権教育室主幹、谷人権啓発センター所長、同和・人権推進課職員

【署名委員】 榎井委員、田中委員

【傍聴者】 13 名

## 【議事次第】

- 1 傍聴定員の決定
- 2 議題
  - （1）総論部分について
  - （2）個別の人権課題について
  - （3）全体の構成について
- 3 閉会

## 【会議内容】（要旨）

会 長 : 本日の議題は、総論、個人権課題、全体構成の3つで、審議会は今回を入れて、あと2回である。諮問内容は、今後の人権施策の基本的な考え方と大まかな施策の方向性を示すことであり、今回で概ね内容と構成を固めていきたい。

まず、議題（1）「総論部分について」で、前回までの意見を踏まえ、事務局で作成した案について検討する。

資料18、関連資料21及び総論部分の追加案の資料27について事務局より説明を願う。

（資料18、21、27 事務局説明。）

資料18について、資料説明に併せて、次の2点の再検討を依頼。

- ① 人権教育・啓発の基本的な方策（1）の「市民に届く啓発の推進」の内容につき、市が行う教育・啓発の基本は人権にあまり関心のない人を中心に市民意識を全体として向上させるものであるため、全体の構成・内容について再度の検討が必要ではないか。
- ② 同方策（3）の「地域における支え合いの促進」について、教育・啓発の観点ではなく、人権擁護に関する方策の一つと思われ、人権擁護に関する基本的な方策（3）に含ませてよいのではないか。

A委員 : 事務局からいくつか提案があり、中には変更した方がいいというような提案もあったと思う。それを一つ一つ、どんなふうに変更するのかを考えていく必要がある。しかし、説明のあった7ページ、人権教育・啓発の基本的な方策（1）市民に届く啓発の推進について、事務局の説明の趣旨がまだよく分からないので、再度説明してもらいたい。また、子どもの人権教育の推進が新たに加わり、これは初めての提出なので、同時に進行すると、今はどの議論をしているのか明確にできなくなると思う。一つずつ質問・議論というのをしていかないと難しいのではないかと思う。

会 長 : では、A委員から質問をお願いしたい。

A委員 : 子どもの人権教育の推進は、大きな新しい文面であるため議論が必要。次に、人権教育・啓発の基本的な方策（1）市民に届く啓発の推進については、細かく聞かないと分からない。

最後に、推進会議からの意見について、総論に対して反映する、しないという説明であったが、反映しないという意味がよく分からなかった。

会 長 : 事務局の説明では、資料18の7ページ、人権教育・啓発の基本的な方策（1）市民に届く啓発の推進については、審議会で議論した内容を書き

込んだ結果、流れの悪い文章になっているのではないかとこのことで、それで意見をいただきたいということ。そして、(3) 地域における支え合いの促進について、これを9ページ、人権擁護に関する基本的な方策(3) 居場所づくりと人権相談との連携の促進の中に入れ込んではどうかという、提案だったと思う。

A委員 : 流れが悪いのは、どういうところが流れが悪いのか、事務局から言ってもらわないと。

事務局 : 資料18の7ページ、人権教育・啓発の基本的な方策(1) 市民に届く啓発の推進については、現在、啓発は届けるべき人に届くようにとして、例示で、潜在的な被害者や人権に関心がある人、人権活動に関わる人などが出ているが、やはり人権課題にあまり意識・関心のない人を中心に、市民意識を向上させることが大事ではないかというのが一つ。また、誰に届けるのかと、どのような手法で届けるかを続けて書いている文章構成についても議論いただきたい。

また、資料18の教育・啓発の方策(3) 地域における支え合いの促進は、行政だけでなく、市民同士で支え合えるようにという初期の意見を踏まえて記載しているが、総論部分全体の構成ができたところで改めて検討すると、これは教育・啓発ではなく人権擁護の話ではと思われるため、人権擁護に関する方策(3) 居場所づくりと人権相談との連携の促進の部分に含ませてもよいのではないかと考えた。審議会の意見を確認させていただきたい。

会長 : 市民に届く啓発の推進の、「啓発は届けるべき人に」の元々の続きの文章は、人権に関心の低い市民に、どうしても啓発の声が届きにくいということで、その人たちに対する啓発をというものだった。しかし、審議会で当事者や人権問題に関心のある人に対する啓発も必要ではないかなど、様々意見があったので、そういうことを盛り込んでいくと、ちょっと文章の繋がりが悪くなっているので、文章を練り直してはどうかという事務局提案だと思うが、いかがか。

B委員 : 市民に届く啓発の推進については、前回の意見を踏まえた内容になっていることは評価するが、前回の4つに項目立てされていたものが、項目分けがない一連の文章になっており、読みづらいと感じる。2本立て程度に集約した形で、箇条書き的な表現をするのが、より読みやすいのではないか。

また、地域における支え合いの促進については、社会福祉協議会に所属する立場から言っても、どちらか言えば人権擁護というイメージが強いと思うので、人権擁護に関する方策(3)の居場所づくりと人権相談との連携の促

進に集約しても差し支えないと思う。

会 長 : A委員からも意見をいただきたい。

A委員 : 色々手が加わっているので、そこで読みづらくなっているように思う。前回までの意見の趣旨としては、関心のない人に限定すると、関心のない人が差別や偏見を持ち差別行為などを行うのかということ、実はそうでもない。一定程度の関心や、それなりの人権意識を持っている人であっても、例えば、市役所でも問題は起こる。いくつか市議会でも議論があったが。そういう、むしろ人権擁護のキーパーソンとなる人や、管理職、議員など、市の政策や行政に関わる人たちにも、やはり同じように啓発は常に届けていかなくてはならないということだったと思う。関心のない人だけではないと。

会 長 : そういった意見もあり、このような構成になったと思うが、これについて、A委員から、変えるべき点などの意見はあるか。

A委員 : 変えてほしいという事務局が、提案するべきではないか。

会 長 : 事務局からは、色々盛り込んだ結果、文章の流れが悪くなったように思うので、再検討のため、ご意見いただきたいということだったが。事務局側にすぐ提示できる案はないのでは。

事務局 : 提示できる案があるのではなく、これまで、事務局として、各委員のご意見を聴きながら、できるだけわかりやすい文章を心掛けて作成していったつもりだが、今回、文章をこの形式に整えた時点で、気になった。現在の文章では、啓発の相手方として、弱い立場の方、現に困っている方、つまり当事者になるような方に啓発を届けることが最初に出ているが、今まで行政の啓発では、一般の、当事者ではないような方々に気が付いてもらいたいということをメインに据えてきた。現在の文章の段落順では、職員等が読んだときに、優先順位の問題として、先に弱い立場の方に啓発をするべき、その人たちに一番に届けるべきと読めてしまうのではと懸念が生じた。また、最後の段落に、多様な人を念頭に対象者に応じた啓発をすべしという旨を記載しているが、本来その後が続けた方がよいかもしいろいろな啓発手法を、対象者ごとに啓発手法の例示を差し込んだこともあり、最終的に本号の文章が長くなり、趣旨がわかりにくくないか、ご意見をいただけたらと思った。特に、最初の点の、弱い方、当事者や当事者になりうる方、被害に遭いうるような方に、まず啓発をというご意見を受けて作っていった内容が、本当にそれでよいかという、ご審議の再度のお願いである。

C委員 : 前回色々意見を言い、配慮され色々考えて変えてもらっていることはありがたい。ただ、初めてこの文章を見た場合、「啓発は届けるべき人に届くよう行います」と書いてあると、ある一部の人というイメージになってしまう。しかし、人権がすべての人にあるように、教育と啓発もすべての人に必要である。先ほど言われたように、段落の順番かもしれないが、啓発は、弱い人にするというものではなく、すべての人に必要なものである。そのようなところから書くと、少しイメージも変わるのではないか。

A委員 : 事務局が削除してもいいのではないかとこのころは、2段目の後半部分かと思うが、多様な内容・手法があることや、それを親しみやすくわかりやすくというような、これは当たり前のことであって、あえて書かなくてもいいのかなと思う。

会 長 : 他にどうか。それともう一つ8ページ目の(3)地域における支え合いの促進を、9ページの(3)の中に入れ込むという案について、B委員からの意見以外にあるか。

D委員 : 私のイメージとして、自分の住んでいる地域にいる多くの人が、世の中にどんな障がいがあるのか知らない人が多い。地域で交流の場のようなものを設けて、障がいがある人で交流の場で話せるという人に、どんな障がいがあって、日常どんなことで困っているかを話してもらい、地域の方に知ってもらうことで、例えば地域で出会ったときにちょっと挨拶するだけでも違ってくると思う。依存関係になってもよくないが、何かあったときにちょっと手伝ってほしいと言えたり、障がいへの理解が深まって、お互いに生きやすくなるというイメージを私は持っている。

地域の支え合いの箇所は、事務局の提案どおり、後でもいいと思う。まずは、どんな障がいがあるのかについて理解する。学習的なことが最初にあるかと思うが、理解してもらえただけで当事者の方が気持ちが楽になり、地域で生活する中での安心感が増すことになるかと想定している。ただ非常にプライベートなこともあるので、実際のやり方については、かなり入念な準備、繊細な配慮が必要になるかと思っている。

E委員 : 資料18の教育・啓発の方策(1)の市民に届く啓発の推進について、実質的な内容というより、順序のことで申し上げたい。4段落目の「また、人権に関心がある人や～」という後半部分の位置付けについてである。この号全体は、啓発の対象者にこういうカテゴリーの人がいるということと、どういう手法で啓発していくかということが両方書いてある。4段落目も、前半は、人のカテゴリーの話で、二つの人のカテゴリーが並んで、そのあと後半で手法の話が書いてある。その前の段落も、次のキー

パーソンの段落も、対象のカテゴリーと手法が交互に並んで、行ったり来たりしている。キーパーソンについても当然市民ではあるので特別扱いする必要はなく、いろんな対象者の一つとして並べばよい。手法は最後に、「対象者に応じた効果的な手法でアプローチする必要がある」ということを書けば良いので、号全体の文章の組立を検討願いたい。

会 長 : 次に、資料 27 について、意見はあるか。

E 委員 : 資料 27 には、学校教育のことが記載されているが、学校教育の独自の体系や学習指導要領などとの関連性、それらも当然人権教育に関わることをやっていると思うので、その整合や関連を意識した形で書かないと、基本方針で勝手に書いても、あまり実施されないということになるかと思うが、提示の案は、その点は考慮されているのか。

もう 1 点、私も小学生の子どもがいるが、学校教育は、全体が人権に関わるものである。子ども同士が喧嘩をしたときに、きちんと双方の言い分を聞いてあげることが大事で、それをせず喧嘩両成敗みたいな対応をすると子どもはすごく不満を持つ。きちんと言い分を聞いてあげること自体が、一つの人権であり、個人の尊重に繋がる。そういうことという日々の学校の生活そのものが、人権教育である。資料 27 は、人権教育が普段の学校教育の中で一つの特別な項目を成しているかのような書きぶりになっているので、日々のあらゆる教育が人権と繋がりがあるということをもう少し、明示するといいいのでは。

会 長 : 次に、先ほど A 委員から質問があった資料 21 の推進会議の意見で、反映した、反映しなかったという、その取捨の基準がよくわからないという質問について、事務局から説明を願う。

事務局 : 現行の基本方針は、細かい施策まで記載されている。見直しにあたり市の方では、大まかな方針、基本的な大きな枠組みを作成しようと考えている。そのため、推進会議でいただいた様々な意見のうち、实际的・具体的な施策に関する意見については、特に今回の案の中に取り入れていないという形になっている。

先ほど、資料 21 の説明の中で、反映していないと説明したことについては、推進会議でいただいた具体的な施策に係る意見は直截に今回の方針案に記載しているわけではないというのは今の説明のとおりだが、各意見の意を汲めば、市民への教育・啓発や、職員・教員含めた人権意識・知識の向上や、市民に届く啓発、あるいは新しく追加しようとする学校教育も含めた子どもの教育の推進などの中で、それぞれの意見の大元となるものが、頭出しとして既に含まれている。具体的・実務的に実施・改善していくような意見については、今後、この方針の方向性のもとで、検討してく

というイメージかと認識している。

会 長 : 要するに、反映させなかったではなく、もう既に案の中に入っているということによいか。

事務局 : この方針レベルで書く大枠の中で、意見の大元になるものは、複数の箇所に含まれている。

A委員 : だから私も反映されていないという言い方は良くないと思った。あと、現状と課題の部分にこそ入れる内容ではないかと思っているが、いかがか。

事務局 : 確認したいが、どれをどれに入れるべきということか。

A委員 : 例えば、落書きがあつて、その落書きについて分析する。差別落書きがあつたときに、その問題をどんなふうに総括し、報告するのかというシステムをきちんと作らなくてはいけない。今はそういうシステムがないという現状における課題のことを言われており、このような考え方自体が、この基本方針の中できちんと作られなくてはいけない。その根拠として、現状と課題に、今こういう問題があるということをきちんと書いておく。そうしないと今のように、含まれていると思われると言われているものは、おそらく忘れ去られてしまうという意見である。

事務局 : 落書きについては、差別事象対応マニュアルを作成している。差別落書きが発生した場合、その対応マニュアルに沿った対応をして、その後、事象が一定件数蓄積された時に、報告会を開催している。その該当案件について、例えば学校であれば先生、施設であれば施設管理者に会に出席してもらい、どのような対応をしているか報告をしてもらっている。ただ、市の全職員がマニュアルを熟知しているのかということ、そういったところがまだ足りないところがあるのではないかということで、資料 19 の現状と課題の同和問題の項の中に、市職員・教職員の人権意識・知識を向上するため工夫した研修が必要であると記載している。

A委員 : そこのところだ。推進会議で、例えば、この差別落書きについて、そういう問題の話が出たということの意義がすごく重要であり、それを一般的な、職員の正しいマニュアルの理解みたいなのところにもっていくのは、その間でやるべきことが抜けてしまう可能性があるので、推進会議で出た意見、そういう現状で重要な部分というのは、しっかりとこの現状と課題のところ具体的に書いた方がいいのではないかということだ。

会 長 : はい。時間の関係で、いったん議題2に移る。総論部分での意見があればまた後ほど出してください。議題2は、前回に引き続き、個別の人権課題について検討する。議論のため資料19が事前配布されており、資料21の人権教育・啓発推進会議からの意見も踏まえながら、議論していきたい。どの人権課題でもいいので、気付いた点など意見をお願いしたい。

D委員 : 資料19の2ページ目、子どもの人権について、5段落目の「いじめの根底には～」の記載で、なぜ加害者がいじめをするのかの部分だが、私は、いじめをする人は、いじめをする以前に、被害者の段階があると勉強してきた。例えば、子どもが、親から虐待や理不尽な扱いを受け、安心できない、自己肯定感が育まらない家庭の環境があったときに、そのストレスを自分より弱い誰かをターゲットにして再現する。私の理解では、これは自分の心を保つための生物としての機能かと思うが、いじめる側にも必ず何か、いじめをしてしまう要因があると思っている。いじめられている一方で、自分より弱い誰かをいじめた経験があるというのを多く聞く。負の連鎖が起こってしまう。

まずは、すべての子どもが家庭でも、どこでも安心感を持って、自己肯定感を育めるような環境が必要で、自己肯定感が育まらない、安心できない環境というのは、その時点で何らかの人権侵害が起こっているというのが私の認識である。いじめがあった場合には、被害者のケアも当然大切だが、加害者がなぜ加害に至ってしまったのか、その原因をしっかりと調べてケアする必要がある。大体は家庭で何かあるケースが多い。家庭以外の理由では、誰かからいじめられていて、それを別の形で再現しているケースが多いのかなと思う。決して、思いやりやいたわりといったことだけではないと思う。

次に、子どもの部分にあまり書かれていないが、不登校についてである。個人的な話になるが、子どもの頃、兄が、中学時代不登校で家庭内暴力もあったが、高校では、不登校生の集まる学校に行き、非常に元気に毎日楽しく過ごすようになった。どうしてそのように変わったのか気になったので、私自身は不登校ではなかったが、自分で選択して不登校の子が多くいる高校に進学した。そこでは、発達障害や他の障害があるなど、非常に個性的で、確かに今の学校に適応するのは難しいだろうなという子に非常に多く会った。私の子どもも小学5年生から不登校になり、発達障害で学習についていくことが難しく、同級生からのいじめのような状況が発生した。学校と何度も話し合いをしたが、学校では子どもが安心して通える環境はつくれないだろうとなり、市内のフリースクールに近いものを紹介されたが、中学生になってからでないと手続できないという話であった。手続きに3ヶ月かかったが、登校して1週間でそこに行けなくなった。障害に対する理解が足りないのではないかと思い、会議を開いてもらって、子どもの特性と希望する配慮内容を伝えたが、その後も全く対応は変わら



ず、専門家に中での様子を見てもらい助言を受けることも、できないと言われた。親がそこへ行って先生に指導するのはいいと言われたが、それがいいとは思えなかったので、そこをやめて今はフリースクールに楽しく通っている。

私の感覚では、公的な場で子どもが安心して通える場を作れないというのは、ある意味、子どもの学習する権利の侵害である。不登校の子どもは、学習する権利が侵害されている。市によっては、そういう子どものために、不登校特例校や、学校の中にフリースクールのような場所を作っている。発達障害に限らず、子どもの個性は非常に様々である。現状では、子どもの努力が足りない、子どもがサボっている、なぜサボるかといったら家庭の教育が悪いからということになってしまう。

子どもは一人一人違う個性がある。その子に合わせた教育を、安心して学習できる場を用意すべき。進んでいるところはそうになっているし、文部科学省の方針でも、非常に丁寧な一人一人に合ったことを専門家を交えて考え、でも主体になるのは教員であるという、すばらしい手引きがあるが、実際にはなかなか難しい。これは先生を責めているのではなく、システム、つまり理解の問題である。障害についての理解がないと、きちんとした施設は作れず、まずは一人一人の違いなどを理解した上で、システムを作っていく必要があると思う。

最後に、障がいのある人の人権について、私は高校で多くの障がいのある人と関わったが、友達の中に、家族から、お前は障害があって呪われていると言われ非常に激しい暴力を受けてきた子がいた。その子は精神を病んでリストカットするようになり、目の前で見た私は当時非常にショックを受けた。子どものときからいろんな障がいがあると知っておかないと、自分の子どもがそういうふうに生まれてきたときに、恥だ、呪いだと家に閉じ込めて暴力をふるうということが多いと思う。別の障がいのある人で、その母親が、あなたをちゃんとした人間に産んであげられなくてごめんなさいと毎日泣きながら謝ってくるが、自分は別に母親を恨んでいないし障がいも気にしないのに、自分がいることで母親が泣く。それが非常に辛かったと言っていた。障がいが悪いことであるという認識がその母親の中にあり、どうしてそういう認識を持つようになったかという、社会の中の差別などが、そういう認識を作っているのではないかと思う。

会 長 : 要するに、子どもの人権では、いじめの原因に触れているが、ちょっと一面的すぎるので、いじめが生じる背景としてもっと書き込む必要があるのではないかというご提案と、不登校については、言葉は出てくるが何も説明がないので、やはり不登校というのは、教育を受ける権利の侵害であるので記載する必要があるのではないかというご提案、また、障がい者の人権で、やはり教育啓発の重要性にも触れた方がいいというご提案でよいか。

D委員 : はい。

F委員 : 外国人の人権について、歴史的なことはきちんと押さえられていると思うが、4段落目の「その他、新たに本市で生活することになった多様な国・地域出身の外国人の増加に伴い、言葉や文化、生活習慣や価値観の違いなど、外国人と日本人との相互理解の不足による誤解やトラブルも見受けられるため」とだけ書かれているが、やはりこのところに、労働力として、しかも、不安定な身分で、労働の底辺に置かれている人たちのことを触れてもらいたい。

日本の国そのものが、やはり外国人材としてしか人を受け入れていないところで、特にコロナなどの影響で、在留資格が不安定な方、あるいは雇用が不安定な方が非常に多いことが証明できているので、伊丹でも少なくともそういう問題を抱えている、外国人労働者として来た外国の方が多と思う。その労働環境から、実は日本語等の勉強や、地域の人とも交わることができないような状況に置かれているというのが明らかになっていると思う。資料には、新たな法律等、外国人の人権のところを書いてあるが、この現状のところでも、今、労働に従事している方々の状況について少し触れる必要があると思う。また、少なくとも日本人と外国人がわかり合っていないからトラブルがあるという書き方は慎重にしないとけないと思う。少し説明が必要かと。

会 長 : この点、少し書き加える必要があるという提案でよいか。

A委員 : 外国人の人権のところ、推進会議の方で、外国人の支援相談センターがないことについて提案をしているのに、審議会では、それを全く議論してくれてないというような話なのだが、こういう部分も含めて、やはり現状と課題にきちんと記載することが必要だと思う。せっかく推進会議で出た重要な意見なのに、現状と課題のところには載っていない。そういうのをもっとしっかりと組み込んでいくことが大事なのではないかと思う。

C委員 : 上手くは言えないが、外国人の人権の2段落目の後半部分、「一方、本市の歴史的経緯から、その半数以上を韓国・朝鮮籍の人が占めている」という箇所について、本市の歴史的経緯は書かれているが、やはり、なぜそういうふうなことになったのかという歴史的な経緯をやはりきちんと書く必要があるのではないかと思う。これは教育の方になると思うが、歴史的経緯を学ぶべきだということを、何かの形でここにぜひ入れてもらいたいと思う。そこは人権にすごく関わることで、外国人に選挙権がないなど、そういうことになった日本の悲しい歴史と書くとすごく的外れになるかもしれないが、今の文章には違和感を覚える。それと、歴史的経緯を、「本

市の歴史的経緯」と書いているのも引っかかる。今までの議論であった落書きのこともそうだが、落書きが起こってどうするか、それはどうしていったのか、その経緯を通して人は学んでいくという、何と云うか、プロセス一つ一つ、現状の問題を対応していくという意識がとても大事ではないかと思う。抽象的だが。

会 長 : 要するに本市の歴史的経緯のところで、次の3段落目に、それについて述べているが、これが十分ではないということか。

C委員 : 具体的にはそうだ。歴史というのは、本市の歴史ではなく、知らないでは済まされない歴史を学ぶことで、それは教育だと思っているので、相互理解というのはちょっと違うかと。やはり正しい歴史を学んでいくものであって、外国人と日本人の相互理解の不足による誤解ではないと思う。

E委員 : 関連だが、今の話は、例えば、現大阪国際空港の建設工事に多くの朝鮮人労働者が従事していたという記述があって、この「従事していた」という言葉は非常に中立的な書き方だが、その従事するに至った経緯等々には、色んな意見がある。けれど、もう少し踏み込むべきだというようなことも含むご意見だと思う。

それで、資料18の6ページ(6)の自主性の尊重と中立性の確保と言う項目の最後の段落について、前回と大きく修正されているが、ちょうどこれは、私が前回意見した内容と逆の方向に修正がされている感じがする。例えば、今の例で明らかのように、あるものについて色々な見方があり、A説、B説とあった時に、A説の立場の人に講演をしてもらおうとすると、やはり中立ではないということで、いろいろ軋轢が生まれることが全国的に起きている。この場合、ある意味にとらえられた中立性が、教育・啓発活動の一種の妨げとなっている。人権に関しては、意見が分かれることがしょっちゅうあるので、意見が分かれている論点について、特定の一方の立場に立っている人を呼ぶことが一切できない、それは中立性への絶対的な要請などと強調しすぎると、啓発がなかなか上手くいかない。非常に無味乾燥な当たり障りのない内容しかできなくなってしまうのではないかという懸念を前回申し上げた。ところが今回の修正では、行政の主体性や中立性を厳に確保しつつとなっている。私の趣旨と逆の方向で、厳にやるというふうになっており、こういうことであれば最初の案の方が、ベターかと思う。この点はぜひご対応いただきたい。

G委員 : 高齢者と障がい者の人権について、高齢者であれば虐待、障がい者であれば差別というところに力点が置かれていると思う。それはそれで非常に重要なことで、差別や虐待を防止するシステムと、それを裏付ける教育は

必要だと思う。しかし、逆に言うと高齢者や障がい者が差別とか虐待を受けないというのは当たり前のことで、今、さらに問題になっているのは、やはり障害あるいは認知症のある方でも、自己の意思決定を重視し、それを支援していくべきという、意思決定支援が非常に重視されている。障害者権利条約でもそういうところが日本は遅れているという話があるので、支援するためには支援の輪が必要で、その輪を構築していかないといけない。その中の1つのパーツとして、成年後見人がある。それらを意識しながら文章を書いてもらったらよいと思う。

B委員： 高齢者の人権と女性の人権について、まず、高齢者では、推進会議の委員の意見でも触れられているが、今、G委員からも意思決定支援は強く言っていただきたいという話もあり、それには同意する。また、推進会議の意見で、地域から孤立することなく自立した生活が送れるようにという文言を入れるという意見が出ているが、擁護したりも含めてだが、ある意味自立した生活が送れるような形も重要であるため、心のバリアフリーの上の辺りにそういった文言を挿入してはどうか。

次に、女性の人権について、推進会議で意見が出ている、「地域社会や職場における」という文言の追記について、6段落目の文章中の、「さらなる固定的性別役割分担意識の解消等の啓発・教育の推進や～」の前ぐらいに挿入したらいいのでは。

A委員： 市では、例えば、男女共同参画のオンブードという制度の中で、現状がどうなのかという報告書が出ていると思うが、そういうふうなものもここに入れる必要があるのではないかと思う。

また、男女共同参画でオンブードの制度を作っているのは素晴らしいと思うが、この審議会の中で、子どもオンブズマンみたいなものも必要だという声も出ていたと思う。それは現状を見たとき、先ほどのD委員の話を聞いたときにも、やはりそういう現状を評価する制度が必要で、そういうものが現状は欠けているということも含めて、きちんと書いておくべきではないか。

もう一つ、市議会でも色々人権侵害の問題として、例えば、障がい者の雇用枠での市の採用試験で、重度障害の方が文字盤使用という合理的配慮を求めたにもかかわらず、それができなくて、非常に長時間、試験の時間をロスしたという、そういう人権侵害に当たるような問題も起きている。資料14の推進会議の意見の中でも、新型コロナワクチンの集団接種において、在日の方に通名で接種券が送られてきたが、その方は、免許証や保険証も全部本名でされており、それによって本人確認ができないので、ワクチン接種が非常に手間取ったという問題も起きている。これが市の現状だと思う。また、ひとり親のための児童扶養手当の窓口ハラスメントということで新聞記事にもなって、まだ確定していないが、市はハラスメント

ではないと議会で言っているそうだが、そういう問題がこの伊丹市で起きているということがすごく重要で、そういうものを現状と課題のところに、きちんと書いておくべきではないかと思う。

会 長 : さまざまな意見が出た。次回に向けて、事務局で資料を練り直したいと思うので、よろしく願いたい。

次に議題3、全体の構成に移る。構成と内容について、関連資料20、22から26、28について、事務局から説明願う。

(資料20、22～26、28 事務局説明)

会 長 : 各資料にイメージとあるが、以前は、女性の人権だけイメージ例を出すというようなことがあったが、今回の資料編は、一応全て網羅していて、まだ推敲の必要性があるという意味でのイメージということか。

資料23、24の「基本方針の見直しに当たって」もイメージとあるが、これもたたき台として意見いただきたいということか。

事務局 : イメージは、素案に近いものでとらえていただきたらと思う。全体構成がこれでよいか見ていただきたいと思ったので、時間の関係で、一旦イメージとして提出・説明した。

主には、今回は、資料25の推進体制について意見いただきたいと思っている。その他の資料についてはイメージという形で、事務局の方でまだ推敲の必要があると思っているが、概ねこういう内容になるということで書いているので、なにか気づいた点などがあれば、時間が許せば、それらの資料についても、ご意見いただければというお願いである。

会 長 : 了解した。本日出てきた資料なので、まだ十分に目を通す時間がないが、とりわけ、目次、全体の構成について、気付いた点など意見を願いたい。

G委員 : 根本的な疑問で、第三部で現状と課題とあり、それを何か推進していくということだが、何を推進するのか。課題は分かるが、こういう施策を推進するというものがあって、推進体制や進捗管理などが出てくると思うのだが。平成22年度の基本方針では、その課題を受けて今後の取組を書いているが、それはどこか別のところで書くのか。

事務局 : 今回作成をしようとしている基本方針では、個別具体の今後の取組というところまで踏み込んで記載することは予定しておらず、大まかな枠組みまでの記載ということで考えている。

G委員 : そうすると何を推進するのか、単純な疑問が出てきて、課題があるのは分かったが、それをどうしていくのかというところが問題になると思う。その課題に逐一对応していくというのも一つの考え方なのかもしれないが、それで市民に具体的な方針として示しているのかという疑問があるが。

事務局 : 個別課題では、すべてを人権部門で対応するわけではなく、個別課題それぞれに対応する部署があり、その個別計画等にも影響するので、基本方針では、大まかな方向というものを示して、実際の施策や細かい事業は、該当する各担当課で、その時その時の状態、状況に応じた施策を推進する形で、市としての人権啓発、人権擁護施策につなげていく方向としたいと考えている。

会 長 : 今の説明は、第一部などで書く予定か。今回の基本方針は、こういう構成であり、第三部の現状と課題については、第二部の基本的な考え方に沿って、各部署で取り組んでいくというような、そういう性格のものであるということが、第一部のところで説明があると理解してよいか。

事務局 : そういった記載が必要であれば、検討する。

G委員 : 他の委員の皆さんがよければいいが、私は何かピンとこない。あくまで基本方針なので、細かい施策を一つ一つ書けということではないと思う。ただ、こういうことについては最低限取り組んでいくという市の姿勢を見せるのが基本方針ではないかと私は思う。理念や問題点とかいうことは分かるが、最低限これをやっていくというところがなく、抽象論で周知するのかなという気がした。皆さんが特にそれで問題ないということであれば、それでよい。

会 長 : この点に関して他の委員の意見もいただきたい。要するに第二部の基本的な考え方のところで、具体的にどう進めていくのかということを書いて、そういう方向が示されているので、それで十分であるという、そういう考え方ということのようだが。

事務局 : 先ほどの補足だが、G委員の意見は、個別課題について方向性などそれぞれ書かないのかという質問と解したが、前回の審議会等に資料17で、現状、課題、方向性を出した場合にも、各委員から、長く使う基本方針の中で、具体施策や取組等を書くと、年々の変化で、個別課題に係る施策や個別分野の数年ごとの計画が変わっていくので、そこまでをこの基本方針で個別に押さえてなくてよいのではという意見があった。また、事務局としても、基本方針の第二部の基本的な考え方の部分と、第三部の身近な人権課題という関係については、職員等が見た時に、第二部は人権の基本的な考え方を

理解するための基本の指針になるものとして、第三部の身近な人権課題は、身近にどういった人権課題があるのか、それはどういった性質のものなのか知ることができるように、一覧的に示すものと思っている。実際には、非常に多くの施策に人権は関わっているので、それらの動きの中でこの大きな方策に基づいて進められていくということかと思う。今は白書で進捗管理をしているが、そのあたりの改善を加えていくかどうかも含めながら進捗を図っていきたいと思っている。

会 長 : それでこういう構成になっているということか。

A委員 : なぜそういうふうにならざるをえなかったのかというところが、この審議会では大事なのではないかと思う。G委員が言われたような具体的なものが個別の案件について出せるのであれば素晴らしい。しかし、まず何が足りないのか、個々の案件の中で課題を抱えている人たちの声というのが、推進会議だけでは十分に我々のところに届いてこないということが、結構大きかったと思う。実際個々の案件の中では、推進会議に関係課題の方が入っていない案件もある。そういうものについて、我々が勝手に何か方向性を出すわけにもいかない。そして、推進会議の中でもまだ十分にそういう議論までなされる体制にはなっていない。基本的には、推進会議は意見聴取の場だが、そこから我々のところに上がってくるものは、まだ伊丹市の現状とかその課題を十分にとらえたものには、なりえていないという判断があり、我々がもしそれを基に、具体的な個別な事象に関して施策的な方針を出してしまうと、逆に現場の人たち、当事者の人たちの思いが、本当に掴めているのかどうかというような施策しかできないのではないかとこのように考えたからである。

もっと重要なのは、我々がここで作った基本方針を基に、当事者の人達と行政がそれぞれの個々の案件について、これからどういう具体的な施策が必要なのかということを考える推進体制が、まさに我々がここで考えなくてはいけないことなのだろうと思うが、資料 25 の推進体制だけでいけるとはまだ思えない。何が問題かという、やはり啓発や教育を主体となっていくのは行政だけではない。当事者にも多様な人がいて、そういう人たちと行政とが、議論を重ねて施策を作らなくてはならないのではないかと思う。その場が今はあまりないように見えるが、そこが推進体制の中では一番重要だ。資料 25 ではよくわからず、これで上手くいけるのだろうか心配になる。という事情で、現基本方針にはあった、これからの施策で何に力点を置くという具体を、あえて書かなかったということではないかと思う。

会 長 : 他にいかがか。全体の構成について意見を出してほしいが。推進体制について、何か追記などの意見があればお願いしたい。

E委員：推進体制については、前回かなり申し上げましたので、その通りよろしくお願ひしたい。

D委員：この方針自体は非常に良くなってきた、素晴らしい内容でちゃんとできたらすごいと思う。しかし、今も非常に劣悪な環境で、混乱状態の中にいる家庭、子育てをしている人をたくさん知っているが、そういう家庭の親とコミュニケーションをとるのは、かなり高いスキルが必要だったりする。本当に困った状況にいる人が、本来であれば、例えばこういう場で必要なことを言えたら一番良いと思う。なかなか実際には難しいが、私から見たら、市の職員が多くは本当に困っている人の現状というのをきちんと理解できてないことがあるのかなと、現状との乖離が大きいのかなと思う。そういう現状を深く理解していく必要があると職員が理解すれば、より良い対応ができていくのかなと思う。

会長：さまざまなお意見をいただいた。来年1月の審議会が最終となるので、本日いただいた意見を反映したものを事前に取りまとめて配布するので、今日言い残したことがもしあれば、1月7日を目途にメールで事務局に提出願う。これで閉会とする。

(閉会)

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和4(2022)年 月 日

署名委員

署名委員